

平成 29 年 3 月 31 日 制定（国空機第 9836 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：量産無人航空機の実機確認要領

1. 目的

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（以下「審査要領」という。）において、審査要領 4-1-1 等の基準（3. 参照）に適合する量産品については、申請手続きの簡素化のため、航空局で基準の適合性を確認のうえホームページに掲載することとなっているところ。このサーキュラーは、量産の無人航空機に対する実機確認の方法及び手続き等について規定するものである。

2. 対象となる無人航空機

- (1) 適切な品質管理体制を有する製造施設において量産され、構造、機能及び性能に同一性が認められる無人航空機。ただし、自作のもの（最終的に組立を個人で行うものも含む。）や量産品を改造した無人航空機については、本サーキュラーの対象としない。
- (2) 大きな構造及び機能の差異がないシリーズ化された無人航空機については、申請が想定されるモデルのうち、諸元表その他の資料により、機能及び性能を代表すると申請者が認めるモデルを確認することで、全てのシリーズのモデルの性能も確認したものとみなすことができる。
- (3) 原則として無人航空機の飛行に関する許可・承認を得る頻度が高い（又は高いと想定される）機体を対象とすることとし、申請者、製造者等の要望や許可・承認の実績に応じて判断するものとする。

3. 確認の対象となる項目

本サーキュラーにより確認を行うことが可能な項目は、審査要領に規定される以下の基準である。

- ・ 4-1-1 「無人航空機の基本的な機能及び性能」
- ・ 4-1-2 「最大離陸重量 **25kg** 以上の無人航空機の機能及び性能」
- ・ 5-1 (1) 「進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から **150m**以上の高さの空域における飛行」
- ・ 5-2 (1) a) 「人又は家屋の密集している地域の上空における飛

行」

- ・ 5-3 (1) 「夜間飛行」
- ・ 5-4 (1) 「目視外飛行」
- ・ 5-5 (1) a) 「地上又は水上の人又は物件との間に 30m の距離を保てない飛行」
- ・ 5-6 (1) a) 「多数の者の集合する催し場所の上空における飛行」
- ・ 5-7 (1) 「危険物の輸送」
- ・ 5-8 (1) 「物件投下」

4. 確認依頼

4-1 依頼の方法

(1) 手続

- a) 量産無人航空機の実機確認の依頼は、ホームページ掲載無人航空機として公表されることを希望する者（製造者又は正規販売代理店）に以下の事項を記載した依頼書を提出させることにより行うものとする。なお、依頼者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため、様式 1 を使用して提出させることができる。

- ① 氏名及び住所
- ② 無人航空機の製造者、名称（型式）、重量及び 3. に規定される審査要領の基準のうち確認を希望する項目

b) 提出書類

- ① 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機のモデルを特定するために必要な事項
 - a 無人航空機の製造者名、名称及び重量（機体本体の重量及び飛行のために必要なバッテリーの重量の合計（バッテリー以外の取外し可能な付属品の重量は含まない。）並びに最大離陸重量）
 - b 操縦装置の製造者名及び名称
 - c 無人航空機の仕様が分かる設計図又は写真（多方面）
- ② 無人航空機の機能及び性能に関する事項
 - a 基本的な機能及び性能に関する基準（審査要領 4-1-1 に掲げる基準）への適合性を示した文書
 - b 最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の場合には、基本的な機能及び性能に関する基準（審査要領 4-1-2 に掲げる基準）への適合性を示した文書
 - c 該当する飛行形態に応じた追加基準への適合性（審査要領

5. に掲げる基準) を示した文書

- ③ その他参考となる事項
 - a 品質管理体制が確認できる書類等

(2) 追加資料の提出等

依頼書を受理した後、事務処理上必要があると認められるときは、依頼者に対して追加資料の提出又は説明を求めることができる。

(3) 依頼書の提出先

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局安全部航空機安全課

(電話) 03-5253-8735

5. 確認の方法

実機及び操縦装置の確認、実機による飛行、品質管理体制、量産の状況並びに設計書及び取扱説明書等の書類を確認することで審査を行う。審査にあたっては、審査要領4-1に規定される機能及び性能の基準並びに依頼のあった5.に規定される飛行形態に応じた追加基準への適合性を確認すること。

また、実機確認を行うために必要な飛行は必ずメーカー等の操縦技能を有する者により行わせること。

なお、既に航空局ホームページに掲載されているモデルで構造及び機能に大きな差異がないシリーズ化された無人航空機について新たに掲載依頼があった場合は、諸元表その他の資料により、機能及び性能を代表すると申請者が認めるモデルを確認することで、全てのシリーズのモデルの性能も確認したものとみなすことができる。

6. 機体のホームページへの掲載等

- (1) 5. で審査要領4-1及び5-1に規定される基準(第三者の上空で無人航空機を飛行させる場合を除く。)への適合性が確認された機体については、資料の一部を省略することが出来る無人航空機の一覧(様式2)により航空局ホームページに掲載することとする。
- (2) (1) で作成された実機確認内容一覧に記載のある名称(型式)の無人航空機については、審査要領2-2-1(5)により申請時に要求する添付資料の一部を省略できる。

7. 雑則

本サーキュラーの定めに関わらず、航空機安全課長が必要と認めた場合は、その他の方法により実機確認を取り扱うことができる。

附則

本サーキュラーは、平成 29 年 3 月 31 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 次世代航空機係長

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661

(様式1)

年 月 日

無人航空機の実機確認依頼書

航空機安全課担当者 殿

氏 名
及び住所
(連絡先) 印

下記の無人航空機について実機確認を受けたいので、以下のとおり依頼します。なお、確認後に確認内容に影響を及ぼす改修等を行った場合は、航空局へ通知します。

製造者名	
名称 (型式)	
重量	
確認を希望する項目	<input type="checkbox"/> A. 基本的機能及び性能 (審査要領4-1-1、4-1-2 (最大離陸重量 25kg 以上の場合)) <input type="checkbox"/> B. 進入表面等の上空又は地表又は水面から 150m の高さの空域における飛行のための基準 (審査要領5-1 (1)) <input type="checkbox"/> C. 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行、地上又は水上の人又は物件との間に所定の距離を保てない飛行、多数の者が集合する催し場所の上空における飛行のための基準 (第三者の上空で無人航空機を飛行させない場合) (審査要領5-2 (1) a)、5-5 (1) a)、5-6 (1) a)) <input type="checkbox"/> D. 夜間飛行のための基準 (審査要領5-3 (1)) <input type="checkbox"/> E. 目視外飛行のための基準 (審査要領5-4 (1)) <input type="checkbox"/> F. 危険物の輸送を行うための基準 (審査要領5-7 (1)) <input type="checkbox"/> G. 物件投下を行うための基準 (審査要領5-8 (1))
備考	

(注1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(注2) 重量については、機体本体の重量及び飛行のために必要なバッテリーの重量合計 (バッテリー以外の取外し可能な付属品の重量は含まない。) 並びに最大離陸重量を記載すること。

資料の一部を省略することが出来る無人航空機一覧

No.	製造者	名称 (型式)	最大 離陸重量	確認した飛行形態の区分 (申請書の飛行形態区分)	確認日
1					
2					
3					
・					
・					

確認した飛行形態の区分

- A. 基本的機能及び性能（審査要領 4-1-1、4-1-2（最大離陸重量 25kg 以上の場合））
- B. 進入表面等の上空又は地表若しくは水面から 150m の高さの空域における飛行のための基準（審査要領 5-1（1））
- C. 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行、地上又は水上の人又は物件との間に所定の距離を保てない飛行、多数の者が集結する催し場所の上空における飛行のための基準（第三者の上空で無人航空機を飛行させない場合）（審査要領 5-2（1）a）、5-5（1）a）、5-6（1）a））
- D. 夜間のための基準（審査要領 5-3（1））
- E. 目視外飛行のための基準（審査要領 5-4（1））
- F. 危険物の輸送を行うための基準（審査要領 5-7（1））
- G. 物件投下を行うための基準（審査要領 5-8（1））

※ この型式の無人航空機は、

- ・良好な気象条件
- ・十分な技量を有した操縦者による飛行

において、当該無人航空機の検証を行った結果、安定した飛行と非常時に人等に与える危害を最小限とするための国が定めた要件（第三者の上空で飛行させる場合を除く。）に適合したことを国が実機により確認したものです。

なお、当該型式の無人航空機を使用して新たに国土交通大臣の許可・承認を申請する場合、以下の資料の提出は不要となります。

- ・機体及び操縦装置の設計図又は写真（多方面）
- ・運用限界及び飛行させる方法が記載された取扱説明書の写し
- ・追加装備を記載した資料（第三者上空の飛行を除く。）